

公 告

愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第7条第4項の規定に基づき、愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターの平成30年4月1日以後の利用から適用される利用料金の額を次のように承認した。

平成30年3月27日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターの利用料金の額

施設の名称	利用料金の名称	区 分			単 位	利用料金
愛知県芸術劇場	ホール利用料金	大ホール	全部利用	平日	午前	148,500
					午後	260,800
					夜間	373,000
					全日	704,500
					時間外三十分につき	54,100
				土曜日、日曜日、休日	午前	185,700
					午後	326,100
					夜間	466,500
					全日	880,600
					時間外三十分につき	67,500
		コンサートホール	一部利用	平日	午前	113,300
					午後	198,000
					夜間	282,700
					全日	534,900
					時間外三十分につき	41,100
				土曜日、日曜日、休日	午前	141,700
					午後	247,500
					夜間	353,600
					全日	668,600
					時間外三十分につき	51,300
コンサートホール	平日	午前	107,700			
		午後	189,200			
		夜間	270,700			
		全日	511,900			
		時間外三十分につき	39,200			

施設の名称	利用料金の名称	区 分		単 位	利用料金
			土曜日、日曜日、休日	午前	134,700
				午後	236,500
				夜間	338,400
				全日	639,800
				時間外三十分につき	49,000
		小ホール	平日	午前	16,300
				午後	29,600
				夜間	42,700
				全日	80,300
				時間外三十分につき	6,000
		土曜日、日曜日、休日	午前	20,500	
			午後	37,100	
			夜間	53,500	
			全日	100,300	
			時間外三十分につき	7,600	
	リハーサル室利用料金	大リハーサル室	午前	10,900	
			午後	18,600	
			夜間	26,300	
			全日	50,500	
			時間外三十分につき	3,700	
中リハーサル室		午前	7,600		
		午後	14,100		
		夜間	19,700		
		全日	37,300		
		時間外三十分につき	2,700		
ホール及びリハーサル室附属設備利用料金	楽壇セット	午前、午後、夜間の各一回、一式につき	5,900		
	パイプオルガン	午前、午後、夜間の各一回につき	21,900		
愛知県文化情報センター	催事室利用料金	A室	午前	51,800	
			午後	69,100	
			夜間	69,100	
			全日	171,100	
			時間外三十分につき	22,900	
		B室	午前	4,800	

施設の名称	利用料金の名称	区 分	単 位	利用料金	
			午後	6,500	
			夜間	6,500	
			全日	16,100	
			時間外三十分につき	2,100	
		C室又はD室	午前	2,600	
			午後	3,400	
			夜間	3,400	
			全日	8,900	
			時間外三十分につき	1,100	
		E室又はF室	午前	3,600	
			午後	4,800	
			夜間	4,800	
			全日	12,100	
			時間外三十分につき	1,500	
		G室	展示のため利用する場合	全日	8,000
				時間外三十分につき	900
			その他の場合	午前	9,100
				午後	12,200
				夜間	12,200
				全日	30,500
		時間外三十分につき	3,900		
		H室	展示のため利用する場合	全日	6,200
				時間外三十分につき	700
			その他の場合	午前	7,300
				午後	9,700
				夜間	9,700
				全日	24,300
時間外三十分につき	3,100				
I室	展示のため利用する場合	全日	4,600		
		時間外三十分につき	600		
	その他の場合	午前	6,000		
		午後	8,100		
		夜間	8,100		

施設の名称	利用料金の名称	区 分		単 位	利用料金
				全日	20,200
				時間外三十分につき	2,600
愛知県芸術劇場	ホール及びリハーサル室附属設備利用料金の細目料金	舞台せりセット		一回一式につき	31,800
		主舞台せり		一回一式につき	15,900
		大せり		一回一台につき	3,180
		移動式切穴せり		一回一台につき	1,600
		所作台26枚以上		一回一式につき	6,900
		所作台25枚以下		一回一式につき	2,700
		照明装置大ホールAセット		一回一式につき	68,000
		照明装置大ホールBセット		一回一式につき	35,500
		照明装置コンサートホール		一回一式につき	27,200
		照明装置小ホール		一回一式につき	19,800
		照明装置センターピンスポット(2キロワット)		一回一台につき	3,200
		照明装置センターピンスポット(1キロワット)		一回一台につき	1,600
		照明装置HMIフレネルレンズスポットライト		一回一台につき	5,100
		照明装置エフェクトプロジェクタースポットライト		一回一台につき	1,000
		照明装置ストロボ		一回一台につき	1,000
		照明装置虹効果器		一回一台につき	1,000
		照明装置ファイヤードラム		一回一台につき	1,000
		照明装置スピナースポット		一回一台につき	1,000
		照明装置ミラーボール		一回一台につき	1,000
		照明装置ブラックライト		一回一台につき	1,000
		音響関係附属設備マイクロホン		一回三本を超える一本につき	900
		音響関係附属設備ワイヤレスマイクロホン		一回1チャンネルにつき	1,600
		音響関係附属設備コンパクトディスクプレーヤー		一回一台につき	1,600
		ピアノベーゼンドルファーフルコンサート		一回一台につき	13,900
		ピアノスタインウェイDフルコンサート		一回一台につき	13,900
		ピアノスタインウェイBフルコンサート		一回一台につき	11,500
ピアノフルコンサート		一回一台につき	8,800		
ピアノセミコンサート		一回一台につき	5,100		
ピアノグロトリアンたて型		一回一台につき	4,600		
ピアノたて型		一回一台につき	1,600		

施設の名称	利用料金の名称	区 分	単 位	利用料金
		映写機プロジェクター	一回一式につき	10,400
		その他附属設備オーケストラピット	一回一式につき	5,900
		その他附属設備エプロンステージ	一回一式につき	5,900
		その他附属設備金屏風及び銀屏風	一回一双につき	1,600
愛知県文化情報センター	催事室附属設備使用料の細目料金	映写機35ミリ及び16ミリ兼用型	一回一式につき	10,400
		映写機16ミリ	一回一式につき	5,800
		映写機スライドプロジェクター	一回一式につき	1,400
		その他附属設備テレビ	一回一台につき	1,100
		その他附属設備ビデオプロジェクター	一回一台につき	1,100
		その他附属設備電子黒板	一回一台につき	1,100
		その他附属設備音響装置	一回一式につき	1,100
愛知県芸術劇場・愛知県文化情報センター	使用料の加算額	電力	1キロワット1時間につき	50
		水道	1平方メートルにつき	510

(備考)

1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ 午前 午前9時から正午までをいう。

ロ 午後 愛知県芸術劇場にあつては午後1時から午後4時30分までを、愛知県文化情報センターにあつては午後1時から午後5時までをいう。

ハ 夜間 愛知県芸術劇場にあつては午後5時30分から午後10時までを、愛知県文化情報センターにあつては午後6時から午後9時までをいう。

ニ 全日 愛知県芸術劇場にあつては午前9時から午後10時までを、愛知県文化情報センターにあつては午前9時から午後9時までをいう。

ホ 時間外 愛知県芸術劇場にあつては午前9時以前及び午後10時以後を、愛知県文化情報センターにあつては午後9時以後をいう。

2 愛知県芸術劇場のホールを利用する者が入場料等を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。ただし、準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の当該利用単位時間に係る利用料金の額については、この限りでない。

イ 入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が3,000円を超える場合 1.5

ロ 入場料等の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合 1.2

3 愛知県芸術劇場のコンサートホールを利用する者がパイプオルガンを演奏技術の習熟のみを目的として利用する場合は、ホール利用料金は徴収しない。

4 愛知県文化情報センターの催事室のG室、H室又はI室を利用する者（展示のため利用する者に限る。）が入場料等を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に1.2を乗じて得た額とする。